

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づいた指定統計（指定統計第7号）であって、労働省と三重県が雇用労働者の毎月の賃金、労働時間及び雇用の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類にいう鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうち、労働大臣の指定する約660事業所について調査を行っている。

3 主要調査事項の定義

(1) 現金給与額

現金給与額とは、所得税、住民税、社会保険料、組合費、購買代金等を差引く以前の総額のことである。

「きまって支給する給与」とは、労働協約、給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過勤務手当を含む。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて支払われたもの、ベースアップが行われた場合の差額追給分及び定期又は臨時に支払われる賞与等をいう。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

(2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業における坑内労働者の休憩時間や、運輸関係労働者によく見られるいわゆる手待ち時間は含める。なお、本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、所定内労働時間以外の残業、休日出勤、早出等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(3) 出勤日数

調査期間中に、労働者が事業活動に従事するため事業所に出勤し、就業した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時から午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日となる。また、2暦日にまたがる就業の場合、出勤日数は2出勤日となる。

(4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

ア) 期間を定めずに、又は1カ月を越える期間を定めて雇われている者

イ) 日々又は1カ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2カ月間で、それぞれ18日以上雇われている者

(5) パートタイム労働者

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者のことである。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして、本県内の規模5人以上のすべての事業所とさらにその中の規模30人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

なお、推計の方法は次のとおりである。

算式

$$\text{推計比率} = \frac{\text{前月分の本月末推計常用労働者数}}{\text{本月分の前月末調査常用労働者数}}$$

(1) 推計常用労働者数 = 調査常用労働者数 × 推計比率

$$(2) \text{各種1人当たり平均額(数)} = \frac{\text{各種調査延数} \left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 現金給与額} \\ 2 \text{ 出勤日数} \\ 3 \text{ 実労働時間数} \end{array} \right\} \times \text{推計比率}}{1/2 (\text{前月末推計常用労働者数} + \text{本月末推計常用労働者数})}$$

5 結果利用上の注意

(1) 調査結果の表現

この年報では、事業所規模5人以上と事業所規模30人以上の場合に分けて調査結果を計上している。

(2) 調査対象事業所

ア) 事業所規模5人以上の調査結果

第一種事業所(常用労働者30人以上の事業所)の約330事業所と第二種事業所(常用労働者5~29人の事業所)の約330事業所を合わせた調査結果である。

イ) 事業所規模30人以上の調査結果

第一種事業所の約330事業所の調査結果である。

※ 第一種事業所については、平成5年1月に抽出替えを実施している。

(3) 指数及び対前年増減率

指数の基準年は、平成2年(1990年) = 100としている。

※ この調査は平成5年1月分調査で抽出替えを実施し、指数及び増減率を過去に遡って改訂している。指数の改訂は、賃金・労働時間指数(事業所規模30人以上のみ)については平成3年1月まで、常用雇用指数については事業所規模30人以上は昭和63年1月まで事業所規模5人以上は平成2年1月まで遡り修正した。増減率は、改訂後の指数で計算している。

(4) 実数の年平均値

平均2年以降は、毎月の個々の調査結果に基づく加重平均値である。

(5) 実質賃金指数の算式

次のとおりである。

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{三重県名目賃金指数}}{\text{三重県(5市平均)消費者物価指数}} \times 100$$

(注) 三重県(5市平均)消費者物価指数は持家の帰属家賃を除く総合

(6) 調査産業計

統計表の調査産業計には、調査事業所僅少のため公表を除外した産業も含めて算出しているため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

(7) 符号の意味

統計表中で用いている符号の意味は、次のとおりである。

「-」 — 該当数字なし

「0」 — 単位未満

「*」 — 2事業所以下等の数字であるため、秘匿した箇所